

論点メモ：移行について

I 現行の公益法人から制度改革後の法人類型への移行

1. 総論

現行法の考え方

- ・公益法人の本質：その存続中の活動から解散時の残余財産の分配に至るまで、公益目的として活動し、その財産は公益目的に用いられるものであるという本質を持つ。
- ・現行の公益法人の解散手続きに従えば、残余財産は公益目的（類似団体や自治体への寄付あるいは国庫帰属）に処分されることとなる。主務官庁の指導監督による事前規制の枠組みが限界に来ていることを踏まえ、公益法人制度を抜本的に改革するという趣旨から、現行の公益法人も改革後の非営利法人制度における法人類型に移行させることが必要である。

現行法では公益法人から、中間法人等の公益を主たる目的としない法人類型へ移行する場合には、組織変更により移行する手続きが法令上手当されていないため、公益法人の解散、清算という手続きが必要となる。これを踏まえれば、現行の公益法人から新制度における非営利法人への移行についても、根拠法令である民法第34条が廃止されるため、同様に公益法人の解散、清算という手続きが必要となる。

公益法人から非営利法人へ移行する際に、法人を解散、清算することについては下記の問題点が考えられ、今般の改革において、根拠法令である民法第34条の廃止に伴い公益法人を解散させることとすると、法人等に不測の不利益を与えることとなることについて、どう考えるか。

- ・手続きが煩瑣（事業譲渡の際の債権者保護手続き、解散＋新設手続き、資産の時価評価、労働契約の承認手続き）
- ・事業継続が困難（残余財産を類似目的に処分せざるを得ないため事業を承継する法人で多額の資金調達が必要）

今般の制度改革により、公益法人の根拠法令である民法第34条が廃止されれば、現行法の考え方を踏まえると、公益性の認められない法人

へ移行する場合には解散せざるを得ず、残余財産は公益目的に処分されることとなる。

現行法とは異なる特別措置を設けることにより、現行の公益法人のうち、一定の範囲の法人を新制度における法人に円滑に移行させる必要があるのではないか。具体的には、組織変更による移行を認め、財産承継を認めることについてどう考えるか。

他方、現行の公益法人のうち、休眠法人や営利法人と競合しているのではないかと問題視されているような法人についても、円滑な移行を認めることは適当ではないのではないか。

休眠法人については、現行の公益法人の指導監督の一環として、「休眠法人の整理に関する統一的基準（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定（昭和63年3月10日改正））」に従って、解散指導及び設立許可の取消し等についての取り組みがなされている。

営利法人と競合している法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定（平成9年12月16日改正））」において、事業の改善や営利法人への転換の指導を行い設立許可の取消しを含めた対処を取ることとなっており、このうち営利法人への転換については、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針について（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ（平成12年12月26日改正））」によりその手続きが整備されている。

組織変更による移行を認める場合には、法人の類似性が確保されていることが必要との指摘についてどのように考えるか。また、現行の公益法人は公益活動を行い、その財産は公益活動に用いられるため、残余財産分配も禁止しているが、非営利法人に組織変更により移行した場合には、公益目的以外へ財産が流出することが考えられ、このような公益法人に対して寄附を行った者の意思の尊重等の問題についてどう考えるか。

組織変更による移行を認めた場合、現行の公益法人として受けた非課税の恩典を自由に処分し得ることとなるが、課税の公平性の確保という観点から何らかの措置をとることが適当ではないか。

2. 基本的考え方

公益法人から営利法人への移行について

- ・ 営利法人においては、社員に持分があり、社員には、法人の剰余金について利益配当を請求する権利があるものであり、その点において公益法人とは大きく異なる。さらに、公益法人から営利法人への組織変更を認めるとしても、公益法人の全ての社員に公正かつ平等に持分が配分されなければ、社員間の公平性を欠くことについてどう考えるか。また、現在においても公益法人から営利法人への転換については、営利転換指針において、公益法人の解散を経ることとなっている。よって、制度改革に伴い、公益法人から営利法人への転換を行う法人については、一旦解散することとし、特別な措置は設けず、現行の営利転換指針に従うこととしてはどうか。
- ・ その場合、制度改革により、営利法人も非営利法人も準則主義により設立されることとなれば、公益法人が、営利法人となるか非営利法人となるかについては、法人の選択に委ねるべきではないか。
- ・ ただし、現行の公益法人のうち、事業内容が既に営利企業の事業と競合していると認められる法人については、現行の体制の下で、制度改革までに、営利法人への転換を徹底して行うべきではないか。

新制度においても公益性が認められる法人（非営利公益法人）

新制度においても公益性が認められる法人が、解散時の残余財産の分配が禁止され、公益を目的として活動する等、現行の公益法人と同程度以上の規律を受けるのであれば、現行の公益法人と類似性の認められる法人であり、組織変更による「非営利公益法人」への移行を認められるのではないか。

新制度において公益性が認められない法人（非営利法人）

（公益法人と非営利法人の共通点）

- ・ 営利法人と異なり、非営利法人は下記の点については公益法人と共通している。
 - ・ 財産的な利益分配を目的としない
 - ・ 構成員は持分を有していない
- ・ 特にパターン では、新制度において公益性が認められる法人であっても、「非営利法人」として設立される法人から選抜されるもので、少なくとも「非営利法人」として設立された法人の要件、規律は充足している法人であり、これを勘案すると、組織変更による移行を検討

することができるのではないか。(法人類型としては「非営利法人」のみしか存在せず、現行の公益法人が、仮に新制度下においても存在するとすれば、「非営利法人」に包含される)

(解散時の残余財産分配の禁止について)

- ・ 他方、公益法人と「非営利法人」との間における相違点として、解散時の残余財産の分配禁止等が挙げられるが、この点についてどう考えるか。
- ・ 公益目的に寄付をした寄付者の意思の尊重という観点等から、例えば、公益法人から「非営利法人」へ移行する法人については、解散時の残余財産の分配を禁止することが考えられるがどうか。さらに、例えば「非営利法人」に移行する法人について目的の自由な変更を認めないこととする等、この規律を確実に担保するために必要な規律として、どのようなものが考えられるか。

(非課税の恩典について)

- ・ 税優遇を与えていた前提である公益性を有しない非営利法人となる事から、公益法人として受けた非課税の恩典について、税制上の一定の措置をとる必要があるのではないか。

3. 移行スキームのイメージ

以上の検討を踏まえれば、公益法人からの移行スキームとしては、下記の案が想定されるのではないか。

<新制度においても公益性が認められる法人への移行>

公益性認定に伴い法人に対してかけられる規律が、現行の公益法人と同程度以上のものであれば、公益法人からの組織変更による移行を認め、財産承継を認めることができるのではないか。

<営利法人への移行>

営利法人と公益法人の間には法人としての類似性が全く確保されていないなどの点で、組織変更による移行は認められず、公益法人の解散、資産の有償譲渡が原則ではないか。

<新制度において公益性が認められない法人への移行>

以下のような案が考えられるがどうか。

A案 公益法人からの組織変更による移行を認め、財産承継を認めることとする。

留意点

- ・ 公益法人への寄付者の意思の尊重が図られていない。
- ・ 非課税の恩典を受けた結果として得た財産を自由に処分し得ることとなり、課税の公平性が図られていない。

B案 公益法人からの組織変更による移行を全く認めず、公益法人の解散、資産の有償譲渡による非営利法人への転換を行う。

留意点

- ・ 公益法人に、不測の不利益を与えることとなるのではないか。

C案 一定の条件を付して、公益法人からの組織変更による移行を認め、財産承継を認めることとする。

- 考えられる条件：
- ・ 非課税の恩典に対する税制上の措置
 - ・ 解散時の残余財産の分配の禁止

留意点

- ・ 寄付者の意思の尊重、及び解散時の残余財産の分配の禁止の観点から、さらに必要となる規律は考えられるか。

なお、C案による改革パターン別のスキームの検討については、<参考>の通り。

<参考> 現行の公益法人の移行についての改革パターン別の検討

総論における検討をベースに、公益法人から公益性の認められない非営利法人への移行について、C案による場合の改革パターンごとに移行措置を検討する。

(1) パターン A の場合

<新制度においても公益性が認められる法人>

公益性が認められることによる税優遇の要件に、現行の公益法人と同程度以上の規律が盛り込まれた場合には、公益法人から、公益性が認められる法人への組織変更による移行を認め、財産の承継を認めることとすべきか。

<新制度において公益性が認められない法人>

移行措置の概要

- ・ 公益法人から、非営利法人への組織変更による移行を認め、法人財産の承継を認めつつ、公益法人への寄付者の意思の尊重の観点から解散時の残余財産分配禁止を規律としてかけることとすべきか。

非課税措置による財産上の利益の取扱い

非営利法人への組織変更を認める場合には、公益法人として受けた非課税の恩典について、税制上の一定の措置をとる必要があるのではないか。

(2) パターン B の場合

<新制度においても公益性が認められる法人>

公益法人から、公益性が認められる法人への組織変更による移行を認め、財産の承継を認めることとすべきではないか。

ただし、税優遇を受けない法人の場合()には、公益性認定を受ける法人に移行した場合であっても、税優遇を受けない法人については、非営利法人への組織変更を認めるとしても、公益法人として受けた非課税の恩典について、税制上の一定の措置をとる必要があるのではないか。

パターン B の場合、及びパターン B で税優遇が連動しない場合の双方を指す。

<新制度において公益性が認められない法人>

移行措置の概要

- ・ 公益法人から、非営利法人への組織変更による移行を認め、法人財

産の承継を認めつつ、解散時の残余財産分配禁止を規律としてかけることとすべきではないか。

非課税措置による財産上の利益の取扱い

非営利法人への組織変更を認める場合には、現行の公益法人として受けた非課税の恩典について、税制上の一定の措置をとる必要があるのではないか。

(3) パターン の場合

<新制度においても公益性が認められる法人>

組織変更による移行を認め、財産の承継を認めることとすべきではないか。

<新制度において公益性が認められない法人>

移行措置の概要

- ・ パターン では、法人類型の捉え方からすると、現行の公益法人と新制度における中間法人との間に連続性を認めず、現行民法の考え方に従い、公益法人の解散、清算を経て、残余財産を公益目的に処分させることが考えられるが、他方、今回の移行は、民法第34条の廃止という制度改正に起因するものであることを考えると、公益法人から、新制度における中間法人への組織変更による移行を認め、法人財産の承継を認めつつ、解散時の残余財産分配禁止を規律としてかけることとすべきではないか。

非課税措置による財産上の利益の取扱い

- ・ 非営利法人への組織変更を認める場合には、公益法人として受けた非課税の恩典について、税制上の一定の措置をとる必要があるのではないか。

II 新制度における公益認定の取消しに伴う措置

公益性認定を受けている法人は、公益を目的として活動し、その財産は公益目的に用いられるものであることから、解散時の残余財産の分配が制限されることとなるが、公益性基準への適合状況の再審査を受けた結果、公益性認定を取消された場合等における措置を検討する。

新制度における公益認定の取消しに伴う措置について、現行民法を踏まえた考え方をとれば、公益性認定を受けていた間に生じた正味財産の増加分については、移行時に公益目的に処分させることが考えられるが、その場合、法人の解散、清算に類似する手続きを経ることとなり、法人に過大な負担を強いることとなるが、新制度において公益性の認定及びその取消しを弾力的に行い得るか。

その場合、 1 . で挙げた問題と同様の問題が生ずることとなるのではないか。

特に税連動の場合、税の恩典は公益性要件を現に充当している法人についてのみ与えられるべきであり、公益性要件不充当の場合、柔軟に公益性認定の取消しが行われ得ることが必要であると考えられるが、どうか。

以上を踏まえると、新制度における公益認定の取消しに伴う措置について、パターン において、正味財産の増加分を公益目的に処分させることなく、公益性認定を取消すことが考えられるかどうか。その場合、

公益性認定を受けていた間に法人に寄付をした寄付者の意思の尊重の観点から、公益性認定が取消された法人に対して、解散時の残余財産の分配禁止を規律としてかけるべきではないか。

公益性認定を受け、かつ税優遇を受けた法人は、その間に税優遇を受けたことによる財産上の利得について、税制上の取扱いを検討する必要があるのではないか。